「『競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令案』についての意見・情報の 募集」に対して寄せられた御意見について

平成18年7月5日 内閣府市場化テスト推進室

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令案」について、平成18年5月27日から 6月26日まで御意見・情報を募集したところ、66主体から、計256件の御意見(内容が重複するものを含む。)をいただきました。

内閣府では、お寄せいただいた御意見について次のように考えており、御意見を踏まえて検討した結果、 公表した概要に基づいて当該政令を定めることとしましたので、その旨公表します。

なお、いただいた御意見については、取りまとめの都合上、適宜要約させていただいておりますので御 了承願います。

今回御意見をいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

施行令案の概要に対する意見

該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方	
2.(1)	意見聴取の相手方に、利用者である市民や関係	当該部分は、競争の導入による公共サービス	
	労働団体も加えるべき。	の改革に関する法律(以下「法」という。)第	
		7条第3項及び第5項の規定による民間事業者	
		及び地方公共団体からの意見の聴取に関して、	
		政令で定めることとされた事項を定めるもので	
		す。	
2.(2)	国の行政機関等の長等から内閣総理大臣への情	法第7条第4項に基づく情報の公表は、同条	
	報の提供は、国の行政機関等の事務又は事業に	第3項に規定する意見の聴取が適切に行われる	
	特段の障害とならない限りにおいて行うことと	ようにするために実施するものですので、行政	
	すべき。	機関等の事務又は事業に特段の支障を及ぼす情	
	国民のプライバシーを守るための情報の公表基	報や、国民のプライバシーにわたる情報が公表	
	準を明確に規定すべき。	されることは、基本的には想定し難いものと考	
	情報の公表における入札価格の取扱いを明らか	えています。	
	にすべき。	また、法第7条第4項に基づく情報の公表	
		は、官民競争入札等の対象とする業務の選定に	
		先立って行われるものですので、入札価格の取	
		扱いが問題となることはありません。	
		なお、官民競争入札等における落札金額(落	
		札者の入札金額)は、落札者の決定後、遅滞な	
		く、法第13条第3項(第15条において準用	
		する場合を含む。) の規定により公表されるこ	
		ととなります。	

2.(3) 親会社等の範囲については、形式基準によらず、「財務及び事業の方針の決定をしている場合」などの実質基準を用いるべき。

親会社等の範囲に、入札に参加しようとする者 の役員に自己の役員又は職員を含む法人を含め るべき。 法第10条第9号は、官民競争入札等の対象 サービスの公共性も踏まえ、入札参加者の「親 会社等」が一定の事由に該当する場合も入札参 加の欠格事由に該当することとしたものです。 したがって、この「親会社等」は、欠格事由を 確定するものですから、入札参加者に対する支 配可能性を考慮しつつ、明確かつ客観的な基準 とする必要があります。

このような考え方から、「親会社等」の範囲 は、施行令案概要に沿って定めることが適当と 考えています。

2.(4) 委員との直接の利害関係に、委員が代表権を有する法人が事実上支配する子会社との関係も加えるべき。

委員との利害関係についてはもっと厳しくし、「総委員の10分の1」あるいは関係を有する全ての委員を入札に参加させるべきではない。

委員との直接の利害関係に、

委員又は委員の1親等内の親族が従業員又 は役員である法人

委員又は委員の1親等内の親族が株式の5%相当以上を保有する株式会社との関係を加えるべき。

委員と直接の利害関係に、委員の3親等以内の 親族が代表役員となっている企業との関係を加 えるべき。 官民競争入札等監理委員会等は、公共サービスに関して優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣に任命された者によって構成される合議制の機関です。

官民競争入札等監理委員会等における審議内容の中立性及び公正性を確保し、もって官民競争入札等の公正性を確保する観点からは、委員が、当該委員と利害関係にある者に関する事案の審議や議決において影響力を及ぼすことは適切ではありません。

他方、官民競争入札等は、国民のため、公共 サービスの質の維持向上と経費の削減をともに 図るために行うものであり、これを実現するた めには、広く一般の参加を得て競争が行われる ことが重要と考えます。

このため、法第10条第12号の規定により、委員との「直接の利害関係」を有する者は入札に参加できないこととして、この「直接の利害関係」を政令において適切に定めつつ、委員との間にその他の利害関係がある者に関する事案については、当該委員は監理委員会における審議や議決に関与できないこととしています。

具体的には、別に定める官民競争入札等監理 委員会令(政令)において、委員又は専門委員 は、自己、配偶者、4親等内の血族若しくは3 親等内の姻族又はこれらの者が特定の支配関係

を有する者の利害に関係する事項についての審議及び議決に関与することができない旨を定めることとしています。

このような考え方から、「直接の利害関係」 の範囲は、施行令案概要に沿って定めることが 適当と考えています。

2.(5) 最も有利な申込みをした者を落札者とすること が不適当な場合として、

労働基準法違反で摘発を受けてから 5 年を経 過しない者であるとき

労働組合法第7条に規定する不当労働行為の 認定を受け是正を命ぜられてから1年を経過 しない者であるとき を加えるべき。 官民競争入札等における落札者等の決定については、国等にとって最も有利な申込みをした者を落札者等として決定することが原則となります。

その上で、法第13条第1項で例外的に最も 有利な申込みをした者を落札者としないことが できる場合を定めた趣旨は、会計法第29条の 2第1項ただし書きと同様、当該者の入札金額 が低いことにより、契約の適正な履行が確保さ れないおそれ等がある場合に必要な対応ができ るようにするためであり、「政令で定める場 合」についても、このような観点から定めるこ ととしています。

このような考え方から、施行令案概要に沿って定めることが適当と考えています。

2.(6) 落札者を決定したときに公表すべき事項のうち、「公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法の概要」は、「公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法」とすべき。

落札者を決定したときに公表すべき事項に、雇用している労働者に関する人件費等を加えるべき。

落札者を決定したときに公表すべき事項に、当該事業者に天下りした国家公務員の人数も加えるべき。

法第13条第3項は、落札者を決定したときに、主に入札過程の透明性を確保する目的で公表すべき事項を定めており、同項に挙げられた落札者決定の理由を補完する情報として「申込みの内容に関する事項のうち政令で定める事項」を公表することとなっています。

入札への「申込み」は、法第11条第1項に 規定する「公共サービスの具体的な実施体制及 び実施方法」、「入札金額」を記載して行うこと とされており、この中には、落札者の権利、競 争上の地位その他正当な利益を害するおそれの ある情報が含まれる場合もあり得ることから、 これを一律に全て公表することとした場合、入 札参加者からその創意と工夫を十分に発揮した 入札への参加が得られなくなり、法の目的であ る公共サービスの質の維持向上及び経費削減の 効果が十分得られなくなる可能性があります。

		このため、施行令案概要に沿って定めること
		が適当と考えます。
2.(7)	契約を締結したときに公表すべき事項のうち、	法第20条第2項は、民間事業者と契約を締
	「公共サービスの具体的な実施体制及び実施方	結したときに、主に公共サービスの受益者であ
	法の概要」は、「公共サービスの具体的な実施	る国民への周知を図る目的で公表すべき事項を
	体制及び実施方法の詳細」とすべき。	定めており、その一つとして、「当該契約の内
	契約を締結したときに公表すべき事項に、雇用	容に関する事項のうち政令で定める事項」を掲
	している労働者に関する人件費等を加えるべ	げています。
	き。	契約は、法第20条第1項により、「実施要
	契約を締結した時に公表すべき事項に、当該事	項」及び入札への「申込みの内容」に従って締
	業者に天下りした国家公務員の人数も加えるべ	結するものとされており、この申込みの中に
	き。	は、落札者の権利、競争上の地位その他正当な
		利益を害するおそれのある情報が含まれる場合
		もあり得ることから、これを一律に全て公表す
		ることとした場合、入札参加者から、その創意
		と工夫を十分に発揮した入札への参加が得られ
		なくなり、法の目的である公共サービスの質の
		維持向上及び経費削減の効果が十分得られなく
		なる可能性があります。
		このため、施行令案概要に沿って定めること
		が適当と考えます。
その他	官民競争入札等監理委員会に関し、議事録等の	官民競争入札等監理委員会の議事録等の公開
	公開を政令で規定すべき。	については、「審議会等の整理合理化に関する
		基本的計画」(平成 11 年4月 27 日閣議決定)を踏ま
		え、官民競争入札等監理委員会が自ら定める運
		営規則等において定めることとしております。
	法第26、27条による国の行政機関等から官	法第26条に基づく報告徴収・検査や、第27
	民競争入札等監理委員会への通知について、同	条に基づく指示は、民間事業者による公共サー
	委員会において公表することを政令で規定すべ	ビスの適正かつ確実な実施を確保するためにと
	き。	られる措置ではありますが、これらの措置は、
		必ずしも、民間事業者が公共サービスを適正か
		つ確実に行っていないとの確定的な判断を前提
		とするものではありません。
		このため、これらの措置をとったことについ
		て官民競争入札等監理委員会が国の行政機関等
		の長等から通知を受けたことのみをもって、全
		ての案件を公表する旨を政令で規定すること
		は、適当ではないと考えています。

また、今回意見等を募集した政令案の概要以外の事項についても、次のような御意見をいただきました。

該当箇所	意見の概要		
	公共サービス改革法は、全ての住民に関わる大きな問題をはらんだ法律であり、今からでもこ		
	法律を廃案にすべき。		
	小泉首相が目指した改革によって、民間企業が社会の健全な発展を無視して営利追求に走った。果、経済市場の崩壊につながっているので、施行令は、公共サービス改革法が機能しないような内容とし、十分な議論の末、再度検討すべき。		
	公共サービス改革法に関しては、業務を委託する基準、利害関係についての規定、契約の履行の		
	監視について、再考の余地があるのではないか。		
	良質な公共サービスが提供の提供には、一定の賃金・休暇制度が前提となるが、労働基準法や 働組合法に違反する会社が落札した場合には、新たな低賃金労働者を生むだけとなるので、公 サービス改革法の施行に当たっては、賃金・労働条件について一定の水準を確保する「公契約」 例」を整備した上で実施するべき。 内閣総理大臣は、利用する住民の現行の利益を保障し、安易な低価格に基づかず、公的な基準		
	設定し、将来的に予想される事態に考慮し、公正・公平に判断すること。		
	公共サービスを受ける人の側に立った改革となるよう、公平・安定・継続的な執行を進めるこ		
	と。		